

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

2804号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 山中昭栄：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>

むらさきの風香る丘 ラベンダーパーク多可(兵庫県多可町)



もくじ

随	情	政	論	活
想	報	報	説	動

- 「アクション・プラン」推進委員会(第9回)に渡邊行政委員会副委員長が出席……………(2)
- ―出先機関改革に町村の意見を反映するよう発言―……………
- 地元を創り直す時代「規模の経済」から「循環の経済」へ……………
- 島根県中山間地域研究センター 研究企画監 島根県立大学連携大学院教授 藤山 浩……………(3)
- 平成23年度「森林・林業白書」まとまる「森林・林業再生元年」……………(7)
- 新任都道府県町村会長の略歴……………
- 町村Navi……………
- 「私の社会保障・税(一部)改革案」……………
- 富山県立山町長 舟橋貴之……………(11)
- (10)
- (9)

写真募集

表紙に掲載する写真を募集しています。採用者には、粗品を差し上げます。写真には撮影者の住所、氏名及び撮影場所・日時を明記して下さい。なお、採否は当方に一任願います。送り先：全国町村会・広報部



分化する農村

明治大学教授 小田切 徳美

筆者は、昨年春から約1年間、英国に滞在していた。今は、日本に戻り、大学の研究室でこのコラムを書いている。そこがあまりにも殺風景なので、自ずと目に浮かんでくるのが、絵画のように美しい英国の田園風景である。同時に、英国人研究者から、何百回と言われた「それは面白い」というつなずきの言葉も聞こえてくる。

英国で滞りしたのはニューカッスル大学農村経済センターである。英国のみならず、欧州における農村研究の拠点と言われ、大学院生を含めて約60名の研究者が実に多様な研究を行っていた。しかし、彼らの基本的な農村観は一貫し、それは「分化する農村」という言葉で表現されている。英国の農村では農業の経済的地位の低下に加え、一九七〇年代より続く都市住民の環境志向・景観志向に基づく農村移住が見られる。そのため、農業一色ではない農村経済は多様な姿に結実していた。農村は地域ごとに分化しているのである。

そして、この認識は、次のような研究者の研究態度につながっていた。「農村は分化している。それぞれの違いを知ることが、自ら

が関わる農村の本質を知ることになる。いろいろな農村の違いを丁寧「に」知ることから始めよう。だから、彼らは異質な日本の農村の現実を積極的に筆者から吸収しようとしていた。小さな集落レベルでの地域づくりの活動、農産物直売所の販売システム、中山間直接支払い制度の仕組み等の説明に、「それは面白い」を連発していたのである。

こうした彼らの対応は、いまも日本の地域研究の一部に見られる英国「先進」として、制度や取り組みを丸写しして日本に紹介する研究を批判しているように、私には感じられた。農村は分化し、そこには先進も後進もない。実際に、滞在中の農村訪問で感じたことは、地域の人々の知恵と熱意に溢れた英国農村の実践は、日本となら差がないということである。それぞれの挑戦が、それぞれのムラで、地域で、国で、様々な花開いている。

研究室で目を閉じると聞こえてくる英国人のあのつなずきは、外国から学んだと同じ分だけ、日本の農山村の挑戦を外国に伝えることが必要であることを私達に教え、そしてそれを促している。

全国町村会

『アクション・プラン』推進委員会(第9回)に 渡邊行政委員会副委員長が出席

— 出先機関改革に町村の意見を反映するよう発言 —



▲会議に出席した渡邊行政委員会副委員長

国の出先機関改革に向けた政府の『アクション・プラン』推進委員会(第9回)が6月8日に開催され、本会の渡邊廣吉行政委員会副委員長(新潟県町村会長・聖籠町長)が出席し、全国市長会の代表、関西広域連合等関係知事とともに意見陳述を行った。

推進委員会においては、特定広域連合等に経済産業局、地方整備局及び地方環境事務所の事務を移譲することを柱とした「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」、「国の出先機関の事

務・権限のブロック単位での移譲について(閣議決定案)」及び国の出先機関の事務等の移譲を受ける特定広域連合に対する「市町村の意見反映の仕組み(案)」が示された。

渡邊行政委員会副委員長は、出先機関改革への懸念として、①手挙げ方式は、法制上の問題はなくても全国的なバランスを欠くのではないかと。また、ブロック内の利害調整をどうしていくのかという点がまだ明確ではない、②法律案において移譲事務実施計画および毎年度の事業計画策定時に市町村の意見を聞くとされているが、どのような形態で何を話し合うのか具体的ではない、③市町村の意見反映の仕組みは、法律上の位置づけが明確でない。特定広域連合委員会と同様に規約で定めることを法定し、具体的に拘束力のあるものとして示すべきとした上で「出先機関改革にはまだ反対の首長や住民が多いので、拙速に進めることなく、今後とも町村の意見を反映させながら進めていただきたい。」と意見を述べた。

推進委員会は法案等の取扱いについて川端・地域主権推進担当大臣への一任を了承するとともに、同大臣からは、法案等について与党との協議に入りたい旨の発言があった。

論 説

視 点

地元を創り直す時代

「規模の経済」から「循環の経済」へ

島根県中山間地域研究センター 研究企画監

島根県立大学連携大学院教授

藤 山 浩

1. 迫る「2015年危機」

○中山間地域の限界「昭和ひとけた世代」の引退

1960年代に中山間地域で過疎が始まり、半世紀が経った。この間、地域や産業を支えてきた主力世代は、1925年から1934年にかけて生まれた、いわゆる「昭和ひとけた世代」であった。例えば、基幹的農業従事者について見ると、「昭和ひとけた世代」は、2010年において全国の基幹的農業従事者全体の4分の1を超える26・8%を占めている。全国でも高齢化が先行して進んでいる島根県の中山間地域では、その割合は、3分の1を超え、

36・6%に達している。

2015年には、「昭和ひとけた世代」は、全員が80代となる。農業からの平均的な引退年齢が70代後半になっていることを考えれば、2010年代は、担い手の大量引退が避けられない。無論、「昭和ひとけた世代」引退の影響は、産業面だけに留まらず、地域の社会、文化、家屋、土地の継承に深刻な危機をもたらす。集落自体の消滅にもつながり兼ねない。

○都市の限界「団地の爆発的高齢化

しかし、「2015年危機」は、都市においても同時に発生する。中山間地域における「過疎」のメタルの裏側として進行した都市の「過密」

は、1970年代に入ると、都市の郊外に次々と大規模な団地を生み出した。1980年代にかけて大量入居した中心世代は、1945年から1949年にかけて生まれた、いわゆる「団塊世代」である。

それから一世代、30年が経過した。2015年には、「団塊世代」は、全員が65歳以上の高齢者となる。中国地方において、国勢調査データを

使い、都市部の団地の高齢化率を予測したところ、1970年代から80年代にかけて整備された団地では、軒並み30〜40%台に達し、中山間地域を追い越す。今後の人口減少率も、中山間地域の町村とほとんど変わらない。都市郊外の団地も、次世代の

流入は少なく、地域の継承が危ぶまれている。耕す畑も伝統や技もそして隣近所とのつながりも乏しい地域で、どのような老後を過ごすのか、中山間地域以上に深刻な状況が予測される。

○国土そして地球の限界

中山間地域ならびに都市の限界状況は、決してそれぞれ部分的な対症療法で対応できるものではない。このような過疎と過密の分断を生み出してきた集中型の国土構造自体が、東日本大震災により、その危険性を顕わにされている。そして、20世紀後半からの目覚ましい成長経済を支えてきた化石燃料の大量消費は、地球温暖化を引き起こしており、再生

論 説

可能エネルギーへの転換が急務となっている。

2. 危うい「規模の経済」の追求

○見えてきた「規模の経済」の限界

この半世紀、わが国で目指された社会原理は、「規模の経済」であった。それは、従来の「自給の経済」を打ち壊し、「大規模」「集中」「専門化」「遠隔化」を同時に押し進めていった。「大規模」な施設を「集中的」に配置し、特定の分野、産物、機能への「専門化」を進め、海外を含め「遠隔化」した流通経路でつなぐシステムを完成させてきた。

中山間地域の社会や経済は、こう



藤山 浩 (ふじやま こう)

1959年、鳥根県生まれ。一橋大学経済学部卒業後、(株)中国・地域づくりセンター等を経て、現職。
・鳥根県中山間地域研究センター研究企画監
・鳥根県立大学連携大学院教授
・博士 (マネジメント)
国土審議会長期展望委員会、中山間地域等直接支払制度等に関する第三者委員会委員をはじめ、国・県委員多数。

近著は『これで納得！集落再生－「限界集落」のゆくえ－』(共著、ぎょうせい)。

再生可能エネルギーは、分散的な資源分布の性格上、これまでのように集中的に生産・供給することは、難しい。従来の臨海大都市集中の条件優位性が薄れ、国土規模の防災の観点からも、そこからの人口還流が望まれよう。そうした地域ごとの再生可能エネルギー

した「規模の経済」による成長路線に大きく乗り遅れ、「過疎」が進行した。例えば、農業基本法以来の農政も、遠隔化した都市部の大市場に向けて、專業化して特定産物を大規模に集中して生産させる発想であり、細やかな谷間ごとに多彩な資源が分散のかつ循環的に息づく中山間地域の特性に適合したものでなかった。

都市の郊外団地も、より小規模で分散的にしかも住宅機能に専門化せずに整備すれば、ここまで極端な一斉退職、高齢化の事態にはならなかったはずだ。短期的な「規模の経済」の追求に走り、遠隔地に巨大な団地を作った結果、ピーク時に合わ

せて作った学校等のインフラ維持や周辺地域との断絶なども含めて、長期的には高いつかけを払う。国土構造にしても、海外との大量の資源輸入と加工品輸出には最適であった臨海への集中的立地は、津波被害に対しては最悪な立地であった。特定の臨海都市部に人口や産業を集中させ、部門ごとに独占的な規模の経済を追求する拠点をつくり、生産と消費の現場を遠隔化するネットワークでつないできた「この国のかたち」は、長期的には大きな「無理」をはらんでいたと言えよう。

○必要な「循環の経済」への転換
これからは、再生可能エネルギー活用を基に、身近な循環系を地域に取り戻す時代である。再生可能エネルギーは、分散的な資源分布の性格上、これまでのように集中的に生産・供給することは、難しい。従来の臨海大都市集中の条件優位性が薄れ、国土規模の防災の観点からも、そこからの人口還流が望まれよう。そうした地域ごとの再生可能エネルギー

表1 「規模の経済」と「循環の経済」における設計思想等の比較

Table with 3 columns: 社会原理, 規模の経済, 循環の経済. Rows include 年代・時期, 志向, 規模, 配置, 分野, ネットワーク形態, 地域単位・連携.

の活用に立脚した「循環の経済」を構築していくことが、「2015年危機」の正しい乗り越え方ではなからう。
「循環の経済」においては、まず、「規模の経済」において断ち切られた地元の人・自然・伝統とのつながりを取り戻すことが求められる。そして、地域ごとに特徴ある形で小規模・分散的に存在する地域資源を

論 説

日々の暮らしの中へ活かすために、分野を横断した複合的な仕組みにより縦割りの弊害を無くし(Ⅱ)「範囲の経済」、可能な限り近隣で循環させる社会経済のシステムを構築することが、環境負荷低減の観点からも基本的な設計思想となる。

3. 地元循環圏としての郷づくり

○暮らしと循環の舞台としての定住自治区Ⅱ「郷」

やはり、次々と地域を高齢化させて使い捨てるような文明のあり方は、根本的に間違っている。これからは、基礎的な暮らしと循環の舞台として地元循環圏を再構築し、持続可能な地域の設計と運営を特性に応じて展開する定住と自治の基本単位(Ⅱ「定住自治区」)を創設することを提案したい。合併や定住自立圏により広域連携の強化を図っても、肝心なひとつ一つの地元が空洞化しては始まらない。

小学校区等の一次的な機能を有する基礎的な生活圏を、今後は再生エネルギーの一次循環圏としても位置づけ、多様な生業や生活拠点がバランス良く揃い双方で連関する地域

単位を創りたい。こうした「定住自治区」を仮に「郷」と呼ぶとすれば、その適正規模は地方によって大きく異なるが、中山間地域においては、現在の一次的な生活圏の広がりや対応する自治組織の範囲から見て、概ね1,000人前後から3,000人程度になると想定される。

○地元のつながりを生み出す組織、人材、拠点

中山間地域において、定住自治区としての「郷」に最も必要な仕組みは、地元の小規模・分散的に存在する資源や生業、拠点を横つなぎする「結節機能」を担う組織、人材、拠点である。

林業、農業、福祉、交通といった分野ごとに縦割りの補助金を受け取り、特定の産物や機能により「規模の経済」を目指す方式は、資源や居住が小規模・分散的な中山間地域では成り立たない。例えば、林業は、休日林業等で複合的な所得を確保する中で、用材生産だけでなく、薪や肥料生産も行い、農業部門や日々の暮らしに供給する。また、農業部門のオペレーターは、コミュニティEVバスの運転も兼務する。そのバスは、デイサービスに通う高齢者も小学生も出荷する野菜も新聞も同時に

運ぶ。このような異なる分野を横断した「合わせ技」、「一石二鳥」、産業連関により、地域全体の「連結決算」を向上させることが重要である。

そのためには、分野を横断して複合的なマネジメントを展開・支援する中間支援組織を、立ち上げていく必要がある。この「地域マネジメント法人」とも呼ばれる中間支援組織は、住民のボランティア活動や行政

の縦割り方式では担えない継続的かつ複合的な事業展開を、住民・行政と三角形で協働する第三極として行う。現在、全国各地では、ガソリンスタンドとコミュニティ商店、集落営農と福祉バス、図書館運営と子育て支援など、複合的な事業を住民自営株式会社やNPOなどを設立して展開する先進事例が増えている。今後は、地元の再生エネルギーを開発・供給する「ローカルエネルギー公社」としても進化すれば、安定した雇用や財源確保にもつながるものと期待される。

こうした複合的な中間支援組織を担う人材は、従来の分野縦割りや地域横割りを超えて、柔軟に「ナナメに動く」ことが求められる。平成20年度から総務省で創設された集落支援員や地域おこし協力隊などの人材

配置・定住支援の政策メニューも活用しながら、人材の確保を進めたい。行政側も、まず市町村において分野を横断して機動的に対応できるチームを編成し、定住自治区ごとに配置してはどうだろうか。県職員は、より専門性を活かして、このような現場での取り組みを「普及員」として人材育成面からも支援するような役割分担も考えられる。

また、こうした複合的な組織・人材の展開に呼応して、拠点やネットワーク構造も複合化を進めるべきである。そこで、中山間地域の基礎的な生活圏においては、分野横断型の複合的な結節機能を有する広場空間である「郷の駅」を新しい地域生活インフラの核として整備することを政策提言したい。

「郷の駅」は、域内外を結ぶ交通・物流ターミナルや産業連関のハブ機能だけでなく、コミュニティ、行政、商業、金融、医療、福祉、教育などの暮らしを支える複合的な拠点となる。各分野の拠点が一定空間の中に配置されると、あちこちの拠点を回らずに一箇所で用が足せるいわゆるワンストップ効果が生まれ、複合化された旅客や貨物のフローも含めて飛躍的に効率がアップする。また、

論 説

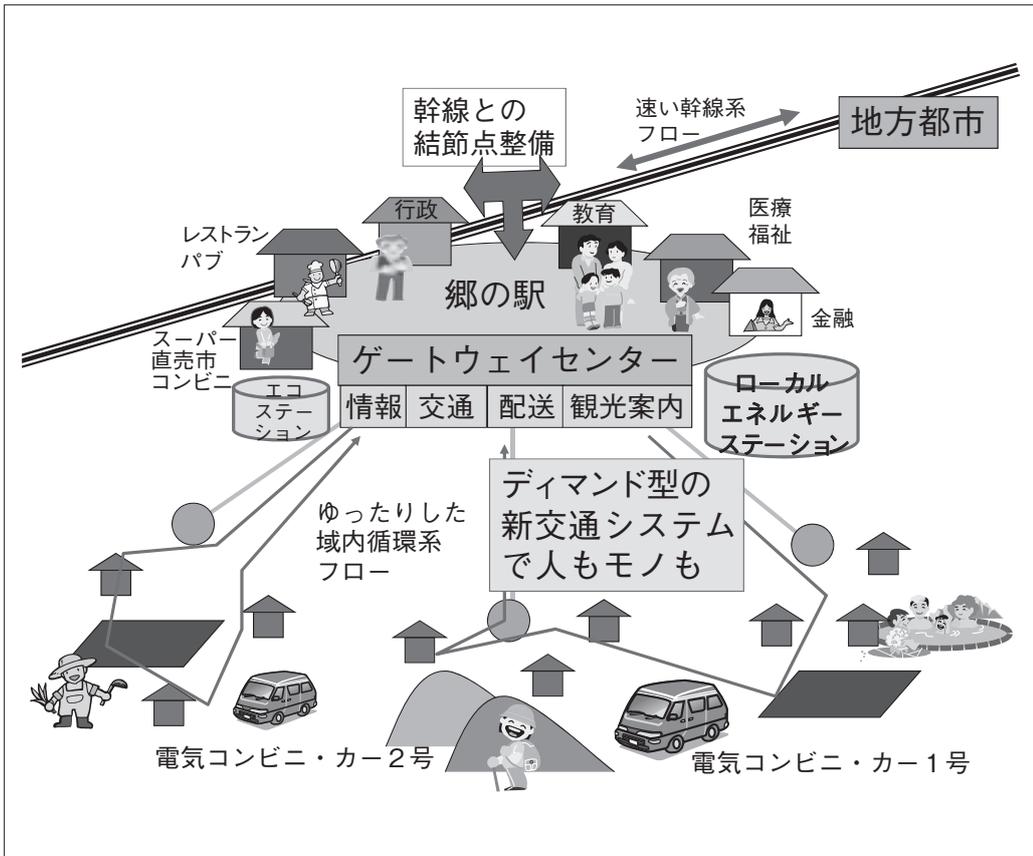


図1 「郷の駅」の整備イメージ図

何よりも、分散的居住では乏しくなりがちな出会いの機会が増え、地域内外の人々をつなぎなおす貴重な空間となる。今後の再生可能エネルギーの循環利用が重視される時代においては、この「郷の駅」は、電気自動車

自動車のチャージステーションや「木の駅」、「薪の駅」ともなり、ローカルエネルギーステーションとしても有望である。そして、災害時に備えた防災ステーションとしての役割も期待できる。

○郷還りとパートナーエリア形成

このような複合的な組織、人材、拠点により基礎的な暮らしの舞台を整える中で、「2015年危機」を乗り越えるために、次世代の定住を呼び込むことが急務である。すでに欧米先進国では、2030年前から田園回帰が始まり、21世紀に入ってもその傾向は続いている。

わが国においても、本格的な田園回帰を実現するために、次のような地域内外の住民をつないだ条件整備が求められるのではなからうか。

第一は、地域住民が自分たちの地域への自信と誇りを取り戻す、「地元学」の展開である。地元の人・自然・伝統とのつながりに基づいた持続可能な暮らしの可能性を再発見し、「ここで一緒に暮らそう!」と呼びかける主体づくりが重要である。田園回帰といっても、単に中山間地域へ新たに団地を作ることに終わってはならない。あくまで地元の循環圏の中に根ざした定住促進のあり方が求められる。

第二は、中山間地域と都市の間でのパートナーエリア形成である。「2015年危機」が同時に進行する2つの地域がバラバラで危機に対応するのではなく、ダイナミックに連動して解決するモデルを考えたい。島根県の浜田市弥栄自治区では、2年前から中山間地域の小規模農家と都市の高齢化団地において、軽トラ市を皮切りに双方向交流が始まり、連携しての防災ステーション整備等も含めたパートナーエリアづくりへと検討が進んでいる。

この2010年代は、中山間地域と都市、双方が明確な限界に直面する大きな危機の時代である。しかし、危機が大きければ大きいほど、小手先の対応ではなく、私たちの社会全体のあり方に踏み込んだ解決が望まれる。しかも、抽象的な改革論や体制論ではなく、一番身近な地元をどう創り直すかから具体的に進めるところに、実は大きな意味があると信じる。50年先、100年先の人々から、2010年代が歴史の転換点だったと評価されるような「地元の創り直し」を進めたいものだ。

¹2010年農林業センサスデータ（以下の農業従事者データも同様）。

²科学技術振興機構社会技術開発センターによる新研究領域「地域に根ざした脱温暖化・環境共生」の中で、平成20年度から「中山間地域に人々が集う脱温暖化の郷づくり」研究プロジェクトを展開しており、パートナーエリア形成や地元学として集落つながり定住のモデル化等を社会実験の一環として実施している。

政 策

平成23年度『森林・林業白書』まとめ

〜森林・林業再生元年〜

政策解説

4月27日、「森林・林業白書」が国会提出案件として閣議決定された。国は2001年の「森林・林業基本法」の施行から、林業の再生に取り組んでいるが、2011年は国際森林年であったこともあり、改めて「森林・林業再生元年」と銘打った。また、原子力発電所事故による再生エネルギー活用の必要性にマッチし「がれき」処理対策にもなるとして、木質バイオマスの活用を訴えている。

4. 小笠原諸島が世界自然遺産に決定
日本では、「屋久島」「白神山地」「知床」に続き4件目である。

第1章 東日本大震災からの復旧・復興に向けて

未曾有の大震災によって、森林・海岸防災林などが被災し、被害は青森県から高知県までの15県に及んだ。木材産業では、特に合板工場の被災による損害が著しく、全国生産量の約3割に達した。

第10章 地球温暖化と森林

地球温暖化の原因となる、温暖化ガスの削減を定めた京都議定書。この目標値を達成するために、国は、年間1、300万炭素トンの二酸化炭素を国内の森林で吸収することとしている。

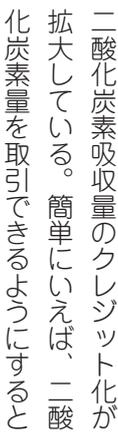
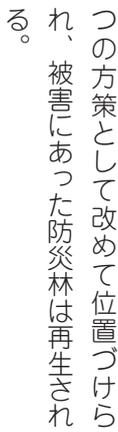
これを受けて、森林関連分野では二酸化炭素吸収量のクレジット化が拡大している。簡単にいえば、二酸化炭素量を取引できるよつこするこ

『森林・林業白書』は、長らく『林業白書』と呼ばれていたが、2001年にそれまでの「林業基本法」が「森林・林業基本法」に改められたことを受けて、名称が変わった。以降、国民の需要に即した木材を供給すること、森林の持つ多目的な機能を持続発展させることを柱に、森林・林業再生の施策が図られている。

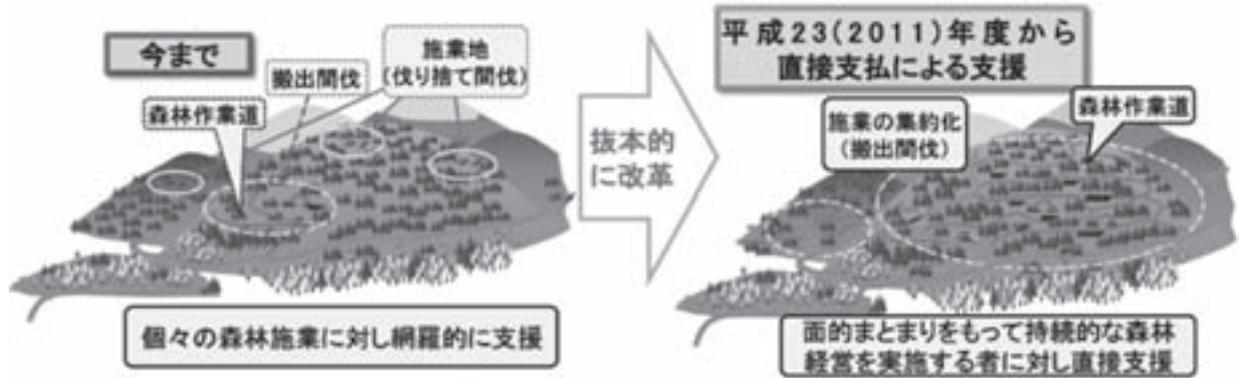
2011年度（平成23年度）の白書は、トピックスと6つの章からなる。以下、概要を紹介する。

1. 「森林・林業再生元年」と銘打ち、森林法を改正
間伐材の利用を促進するために、施設や森林作業道の開設を援助する「森林管理・環境保全直接支払い制度」を導入。また、「森林・林業基本計画」を見直し、10年後の木材自給率を50%に引き上げることが目標に定めた。(2010年実績26.0%)
2. 東日本大震災を初め、台風・集中豪雨などの災害が多発
3. 「国際森林年」としての、さまざまな行事、活動を行なう

トピックス



■参考 「森林管理・環境保全直接支払制度」の概要



いうことだ。たとえば樹木は二酸化炭素を吸収するので、木材建築は、吸収しない鉄やセメントを使用した建築よりも、二酸化炭素の排出量が少ないと考える。さらに発展させて、事業の内容上どうしても二酸化炭素を排出してしまう企業は、林業に投資することで埋め合わせができるという考え方だ。生産地は材木がどれだけ二酸化炭素を吸収しているか評価して認定し、企業はその材木を買ったり生産を支援することで、その評価認定を削減目標達成に利用できる。

事例としては、東京都新宿区がある。新宿区は友好都市である伊那市（長野県）が所有する林の間伐を支援した。その見返りに「二酸化炭素をこれだけ吸収した」との認証を受け、この分を加算することで区の二酸化炭素削減目標を達成した。

第三章 多様で健全な森林の整備・保全

多様な生物の生息地であり、土石流などの災害を防ぎ、水源を涵養する、など、森林は私たちの環境に欠かせない資源である。この森林を守るために、さまざまな管理維持の施策が行われている。

特に2011年は、東日本大震災

の津波（3月）の他にも、新潟・福島豪雨（7月）、台風6号（7月）、12号（9月）、15号（9月）が相次ぎ、山地災害が続出した。復旧作業はもとより、森林造成や保全を図る治山事業の重要性が改めて認識されたといえる。

また、森林に生息する動物が農産物などを食い荒らす、野生動物被害対策も林野庁の仕事である。3月にはシンポジウムを開催し、どのようにすれば被害をなくすことができるかを議論した。

さらに、健全な森林の整備と保全は、日本国のみならず、世界共通の課題である。国は「モントリオール・プロセス」に加盟し、世界の国々と「持続可能な森林経営を推進するための基準や指標」を作成している。

第四章 林業・山村の活性化

わが国の林業では、木材生産ときこの類などの栽培などを合わせた「林業産出額」が年々減少しており、1980年に比べ2010年は半減以下の落ち込みである。産業の減衰のため、林業にたずさわる人や会社の中で、専門者はわずか5%にすぎない。このような林業を再生させるため、国は、2011年度から「森

林管理 環境保全直接支払制度」(図参照)を導入。事業者への直接の支援を始めた。林道整備、機械の導入などによる生産性向上への施策も行っている。

また、若者などの新規参入者を積極的に呼び込む「緑の雇用」、森林を守り林業を牽引するフォレストアイ育成事業などを通じて、人材育成を図っている。

山村の活性化は、林野庁の枠を超えた、大きな課題である。政府は、第一次産業への振興策として、2011年、生産と加工・販売を一体化する「6次産業化法」を施行した。6次化の林業での事例として、上伊那森林組合（長野県）が紹介されている。

組合では68台のペレットストーブを購入し、地域の小・中学校に無償貸与した。そして、この小・中学校に、間伐材や林地残材から製造した木質ペレットを燃料として販売している。ペレットの安定的な販売先確保に成功したのである。

第五章 林産物需給と木材産業

世界の産業用丸太消費量は、景気に左右されるものの、長期的には増加傾向にある。

政 策

2010年の我が国の木材需要量(用材)は、リーマン・ショック後の景気落ち込みが持ちなおしてきたことから、住宅着工戸数が増加し、回復傾向にある。しかし、住宅着工戸数そのものは、大きなスパンで見れば減少しており、製材用材の需要はピーク時(1973年)の約3分の1である。いっぽう合板用材は、国産材の需要が増えており、2010年には供給量が過去最高の249万m³となった。

自給という点から見ると、2010年は、外材供給量が前年比14%増

新任都道府県町村会長の略歴

埼玉県町村会は平成24年5月30日の定期総会で次の通り会長を選出した。(5月31日就任)

埼玉県町村会長
北足立郡伊奈町長

野川 和好

昭和23年3月11日生



【住所】伊奈町大字羽貫1014番地

の5、202万m³だったのに対し国産材供給量は前年比3.7%増の1、824万m³であり、木材自給率(用材)は26.0%だった。国は、10年後には、50%まで高めたいとしている。

国内需要量が落ちているといっても、外材の輸入量は増えており、国内林業が伸びる余地はまだ大きい。白書では、わが国の林業・木材産業が抱える問題点として、生産・流通・加工の各段階が小規模・分散・多段階で、品質・性能の豊かな資材を低コストで安定的に供給する体制

【町村長としての当選回数】3回

【町村長に就任するまでの経歴】▽平成元年5月 伊奈町商工会会長▽4

年4月 伊奈町議会議員▽16年5月 伊奈町長

【町村会関係の経歴】▽平成23年5月 埼玉県町村会副会長

【主な業績】

▽平成17年度～19年度南部、北部、中部安心安全ステーション設置▽18年度伊奈町立小針北小学校開校▽19年度北保育所新築・移転、子育て支援センターオープン▽19年度ニューシャトル内宿駅のエレベーター設置▽20年度乳幼児医療費制度窓口払いの廃止▽23年度子どもの医療費無料化▽23年度私立認可保育園3か所開園

【趣味】スポーツ、読書、将棋

【家族】妻(3人の子ともは独立)

が確立されていないと指摘している。事業者の集約化・大規模化が叫ばれるゆえんである。この中で、唯一、製材は大規模化が進展しており、数からいえば工場数全体の7%にすぎない大規模工場が素材消費量の60%を占めている。

大規模化とならんで急務なのは、流通システムの整備である。原木を直接製材工場に送れば、コストも削減でき、山元立木価格も上昇する。国は、このように供給サイドのシステムを整えるいっぽう、需要喚起にも腐心している。

公共建築物の木造化をすすめ、住宅メーカーに国産材の利用拡大をはたらきかけ、木質バイオマスのエネルギー利用を図っている。2012年7月から「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が開始される予定だが、バイオマス発電も買取対象になるため、木質バイオマスの有効性をアピールしている。

さらには、木材の良さや利用の意義を学ぶ「木育」を行い、教育の現場からも木材利用をおすすめしている。また、外需をにらみ、中国・韓国を中心に住宅展示会への出展を行っている。ちなみに、2011年の輸出先としては、金額ベースで中国が最大である。

第Ⅴ章 「国民の森林(もり)」としての国有林野の管理運営

国が所有する森林は、国土面積の約2割、森林面積の約3割に相当する。国有であるという点をいかして、森林環境教育や森林づくりに取り組むさまざまな団体にフィールドを提供している。

また国有林の管理運営は赤字財政であったが、改革に取り組み、成果をあげつつある。木材やきのこ類の販売による収入と、森林整備の民間委託によるコスト削減により、2004年度以降は、新規借入金(はゼロ)となり、2010年度には10億円の債務を返済した。

日本は森林資源が豊富な先進国の中では、異例なほど林業が衰退してしまっただけでなく、ドイツでは林業・木材関連産業が、国内最大の雇用を生み出している。国は2011年を「森林・林業再生元年」と名づけた。林業再生は、疲弊した地域経済再生の切り札となり、ひいては森を守り、国土の保全へとつながる。人材育成、産業システムの刷新など、時間と手間がかかるが、期待は大きい。

随 想

「私の社会保障・税一(部)改革案」



富山県立山町長 舟橋 貴之



3月議会定例会「提案理由説明」の一部を紹介したい。

『立山町長としての業務に、県社会福祉事務所に対して、生活保護の進捗を行うものがあります。これまで民生委員さんの意見や担当者の面談に基づいた書類に目を通し、印鑑を押してきました。どなたも気の毒な状況の方ばかりです。ただし、経歴を読みながら思うことがありません。「なぜ、この人は、収入があつたときに基礎年金の保険料を払わなかったのだろうか?」と。

現在、国民年金の納付率は国全体でおよそ6割です。しかも、2割の方が減免を受けておられますので、実際、保険料を払っている人は5割です。この保険料方式が続くとどうなるのでしょうか? そつです。将来、大量の無年金者が発生することになります。そして、現在でも2百

万人を超え、総支給額が3兆円を超えている生活保護受給者が、大幅に増えることが予想されます。

国民年金は満額支給で月額6万6千円。ところが、生活保護総額は居住地によっても異なりますが、生活扶助だけでも年金支給額を上回り、さらに、住宅扶助のほか医療費も多々です。(略) 政府の「社会保障・税一体改革大綱」には、消費税の一部を基礎年金の国庫負担3分の1から2分の1に引き上げるための財源に充てるとしています。さらに、支給資格期間を25年から10年に引き下げるとしていますが、それでも、保険料を払わない人は払わないので、私なら、基礎年金分を全額、国庫負担(消費税)にします。その結果、月額1万5千円余の保険料を払わなくても済むわけですから、多くの若年層の負担は、たった今から軽

減し、かつ、将来の生活保護受給者を減らすことができるのです。』

この原稿の締め切りが4月下旬であるため、流動的な要素を残しているが、6月においても消費税増税法案は、まだ可決されていないと予想している。超高齢・人口減少期の到来による介護や医療への繰り出しが、自治体財政を圧迫している。そのため、全国町村会も偏在性の少ない地方消費税の増額を期待していることも承知している。しかし、「いま、苦しいから」と言つて、現政権のように増税分を「これに使います。あれにも使います」と、社会保障の拡充を約束してはいけない。次世代に対して無責任であると考えている。

私は、これまでに2度、全国町村会に対し、政府予算編成及び施策に関する意見(案)を提案した。そのひとつが、少子化対策に関連して「所得税の扶養控除の見直しなど、三世代同居を推進する施策を講ずること」である。

①所得税の扶養控除の条件は、現行は同居老親等を70歳以上としているが、小学3年生以下の子どもを含む三世代同居(世帯分離を認めない)世帯では、60歳に引き下げること。これは、放課後児童クラ

ブの対象児童は概ね10歳未満(つまり小学3年生まで)であるので、60歳代の祖父母に子どもをみてもらうことができるためだ。

②現行の控除額は、同居(58万円)と非同居(48万円)となっており、10万円の差では、同居のメリットが見出せない。そこで、同居(78万円)、非同居(38万円)とすること。なお、実際に老親と同居している世帯が少ないのだから、この改正により税収が下がることはない。

また、保育所においても、「せめて3歳未満児までは、家族(祖父母)にみてもらうほうが健全育成上、望ましい」と、現場の保育士は訴えている。0-1歳児の保育単価は、月額15万余円となっているので、極論すれば、おばあちゃんに月額10万円を渡したとしても行政コストは削減されるし、おばあちゃんの収入にもなる。ちなみに、首都圏では未満児保育の待機児童が多いと聞けが、我が富山県には待機児童はいない。

消費税率を引き上げるのはやむを得ないが、全国町村会幹部におかれましては、古き良き家族の形態がまだ残っている町村の良さをPRし、家族を基本とするような改革とするよう政府に提言されることを望んでいる。



サマージャンボ 同時発売 2000万サマー

1等・前後賞合わせて5億円(1等 4億円、前後賞 各5千万円)

1等 2千万円×450本

2012年市町村振興宝くじ

7月9日(月)発売

発売期間 7月9日(月)~7月27日(金)
抽せん日 8月7日(火)



この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

財団法人全国市町村振興協会